

参考資料

浦安市身体障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年規則第63号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第3条に規定するセンターの開館時間等)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 <u>条例第4条第1号に掲げる事業を行う時間は、午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>(条例第3条に規定するセンターの休館日)</p> <p>第3条 条例第3条に規定するセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、センターを開館することができる。</p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2)～(4) 省 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 センターの1日の利用定員は、おおむね<u>15人</u>とする。</p>	<p>(条例第3条に規定するセンターの開館時間等)</p> <p>第2条 同 左</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる事業を行う時間は、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第4条第2号に掲げる事業 午前10時から午後4時まで</u></p> <p>(2) <u>条例第4条第3号に掲げる事業 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>(条例第3条に規定するセンターの休館日等)</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2)～(4) 同 左</p> <p>2 <u>条例第4条第2号及び第3号に掲げる事業を行う日は、前項の休館日を除き、月曜日から金曜日までとする。</u></p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 センターの1日の利用定員は、おおむね<u>35人</u>とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第 1 号様式 (第 5 条第 1 項)

浦安市身体障がい者福祉センター利用承認申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市身体障がい者福祉センター指定管理者

省 略

利 用 者	ふりがな		生年 月日	年 月 日(歳)
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

別 記

第 1 号様式 (第 5 条第 1 項)

浦安市身体障がい者福祉センター利用承認申請書

年 月 日

浦安市身体障がい者福祉センター指定管理者 様

同 左

利 用 者	ふりがな		生年 月日	年 月 日(歳)
	氏 名			
	住 所			
	電 話			
利用したい事業		1 機能訓練 () 2 教室 () 3 <u>訪問リハビリテーション</u> 4 生活介護 5 自立訓練 6 送迎		
利用を開始したい日		年 月 日		

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

第2号様式 (第6条第2項)

省 略

浦安市身体障がい者福祉センター利用承認・不承認通知書

省 略

決定の区分		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
利用者	氏 名		
	住 所		
不承認の理由			

省 略

第2号様式 (第6条第2項)

同 左

浦安市身体障がい者福祉センター利用承認・不承認通知書

同 左

決定の区分		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
利用者	氏 名		
	住 所		
利用内容		1 機能訓練 () 2 教室 () 3 訪問リハビリテーション 4 生活介護 5 自立訓練 6 送迎	
不承認の理由			

同 左

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。